

令和7年(2025年)6月

教育子育て委員協議会資料

学校教育部 放課後子ども課

案 件

総合型放課後事業の取組について

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和5年度(2023年度)より、児童の放課後の安全な居場所づくりと子育てしやすい環境の整備として、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアの運営を一体とした「総合型放課後事業」を実施しています。総合型放課後事業が始まって2年が経過し、事業の改善に向けて様々な意見をいただいています。

令和7年(2025年)3月に策定した「枚方市児童の放課後を豊かにする行動計画」では、子どもが心身ともに豊かに成長するために必要な「時間」「空間」「仲間」を確保し、安全な小学校を拠点に豊かな放課後を創出することを基本理念とし、国の児童の放課後対策の考え方や「こど

もの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、すべての児童の居場所づくりと子育てしやすい環境の整備を2つの柱に掲げ、放課後の課題解決に向けた具体的な施策や目標を示しており、今般、令和7年度（2025年度）に新たに試行実施する事業および拡充する事業について報告するものです。

2. 内容

(1) 保護者ニーズに合った事業の充実

小学校入学を境に就学前に比べて子どもを預ける環境が整いにくくなり、保護者にとって子育てと仕事の両立が困難となっている傾向が見受けられることから、保護者ニーズに合った事業の充実を図ります。

① 留守家庭児童会室の開室日の拡充（拡充事業）

土曜日の総合型放課後事業については、令和7年度（2025年度）は試行実施として保護者の就労支援の観点から、留守家庭児童会室を利用者の希望に応じて開室し、利用実態を検証の上、今後の土曜日の総合型放課後事業の方針を定めます。

ア. 実施方法等

対 象	留守家庭児童会室利用児童
実施方法	1週間前までに利用申し込みを行うことで、留守家庭児童会室を土曜日の8時から18時まで開室する。 職員配置については、留守家庭児童会室と同様の配置基準とする。 ※放課後オープンスクエアは、これまでどおり9時から17時（冬季は16時半）まで実施。（参考資料 土曜日開室イメージ図）
保育料等	今回の開室日拡充に伴う月額保育料の変更は行わない。

イ. 実施時期

令和7年（2025年）7月（令和7年（2025年）6月初旬から保護者に周知）

ウ. 事業費・財源

《令和7年度（2025年度）事業費》 16,280千円

支出内訳 : 委託料 11,000千円 人件費 5,280千円

《財源》 一般財源 16,280千円

②三季休業期昼食サービスの全校実施に向けた試行的な取り組み（新規事業）

保護者の負担軽減等を目的とし、令和6年度（2024年度）に試行実施したシステム活用等のノウハウを生かしながら、昼食を選択できる事業者の登録を募集し、弁当事業者の拡大を図ることで、全校実施に向けた取り組みを進めます。

ア. 実施方法

市に登録された昼食提供事業者には保護者が児童の昼食を発注し、登録事業者が昼食の製造及び配送等のサービスの提供を行う。なお、昼食代金は実費分として保護者が負担し、システム等を活用し、登録事業者に支払う。

イ. 実施時期等（今後のスケジュール）

登録事業者募集：令和7年（2025年）5月 市ホームページにて募集開始 随時受付

昼食提供期間：夏季休業期間（令和7年7月18日（金）～令和7年8月25日（月））

冬季休業期間（令和7年12月24日（水）～令和8年1月7日（水））

春季休業期間（令和8年3月24日（火）～令和8年4月8日（水））

ウ. 事業費・財源

《令和7年度（2025年度）事業費》 746千円

支出内訳 : 消耗品費 581千円 庁用器具費 165千円

《財源》 一般財源 746千円

(2) 留守家庭児童会室の環境整備の推進

留守家庭児童会室においては、すべての児童が障害の有無に関わらず子ども同士が遊び等を通してともに成長できるよう、取り組んでいるところです。障害や医療的ケアの必要な児童への適切な配慮や環境整備を行うとともに、小学校での保育機能である留守家庭児童会室を児童にとってより良い居場所となるよう施設の改修による環境の充実を図ります。

①医療的ケア児受入体制整備（新規事業）

全国的に医療的ケア児が増加する中、医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう令和3年（2021年）6月に医療的ケア児その家族に対する支援に関する法律が制定され、医療的ケア児への適切な支援は放課後児童健全育成事業者の「責務」で

あると示されました。

本市では、就学前施設において医療的ケアの必要な児童の受入れの取り組みを進めているところであり、また、近年の共働き世帯の増加や働き方の多様化から、今後、医療的ケア児の留守家庭児童会室利用のニーズが高まることが見込まれるため、実施手法の一つとして訪問看護を活用した留守家庭児童会室等での受入体制整備を検討するため、ワーキンググループを設置し、課題や実施方法等について意見交換を行います。

ア. 検討体制

児童の放課後対策検討委員会に医療的ケア児受入体制整備部会を設置し、訪問看護ステーションとの意見交換の場として「医療的ケア児受入体制整備検討ワーキンググループ」を新設します。

【医療的ケア児受入体制整備検討ワーキンググループ構成】



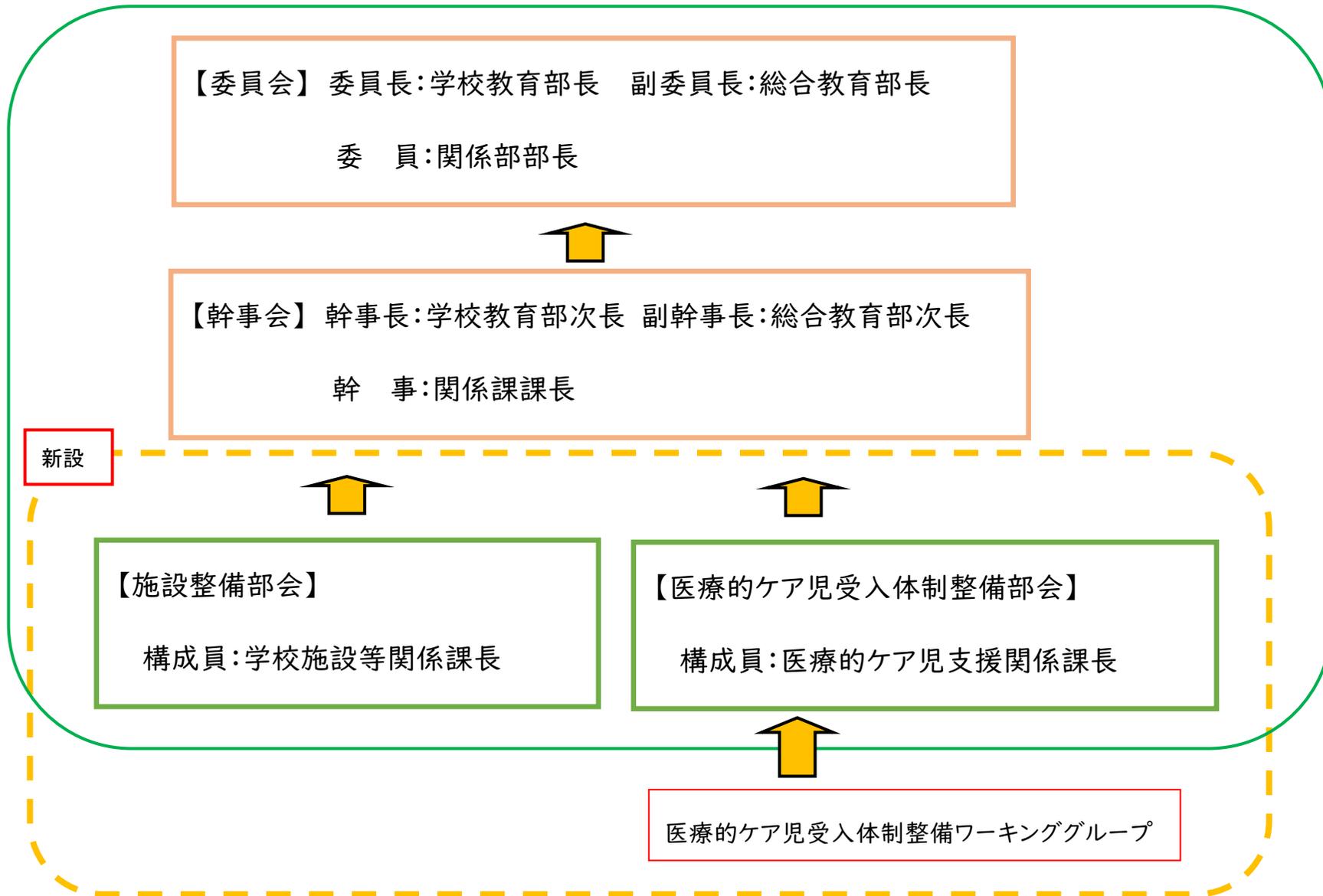
イ. 主な検討事項

- ・ ニーズ調査
- ・ 事業実施にあたっての課題の抽出
- ・ 受け入れ基準、事業内容の検討
- ・ マニュアル等の整備

②留守家庭児童会室の老朽化対策計画の策定のための体制整備（新規事業）

留守家庭児童会室の老朽化対策については、学校施設を最大限に活用することを基本に、児童数や今後の利用児童数の推移等を見極め、専用棟の建て替えも含めた検討を進め、個別の老朽化対策計画を策定します。そのため、児童の放課後対策検討委員会に施設整備部会を設置し、個別の施設計画を検討します。

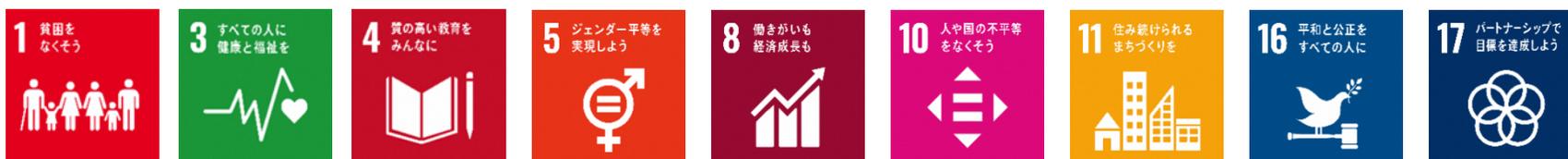
【児童の放課後対策検討委員会の構成図】



3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標15	子どもたちが健やかに育つことができるまち
	施策目標16	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

SDGsとの関連



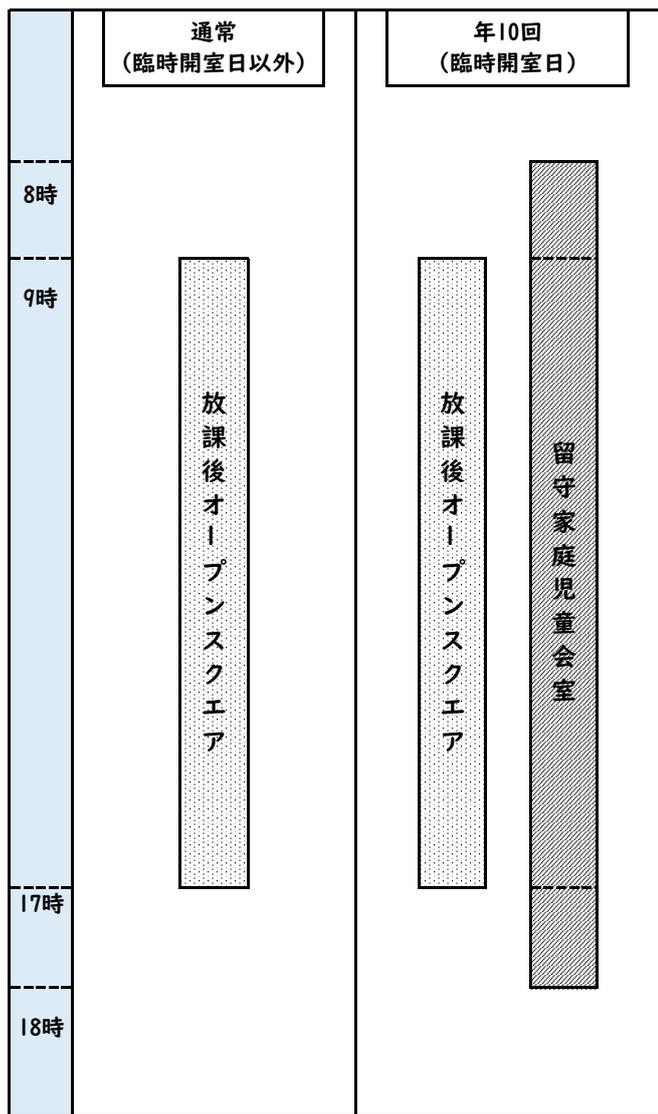
4. 関係法令・条例等

こども基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、社会教育法、
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、
こども大綱、こども未来戦略方針「加速化プラン」、
子どもを守る条例

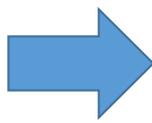
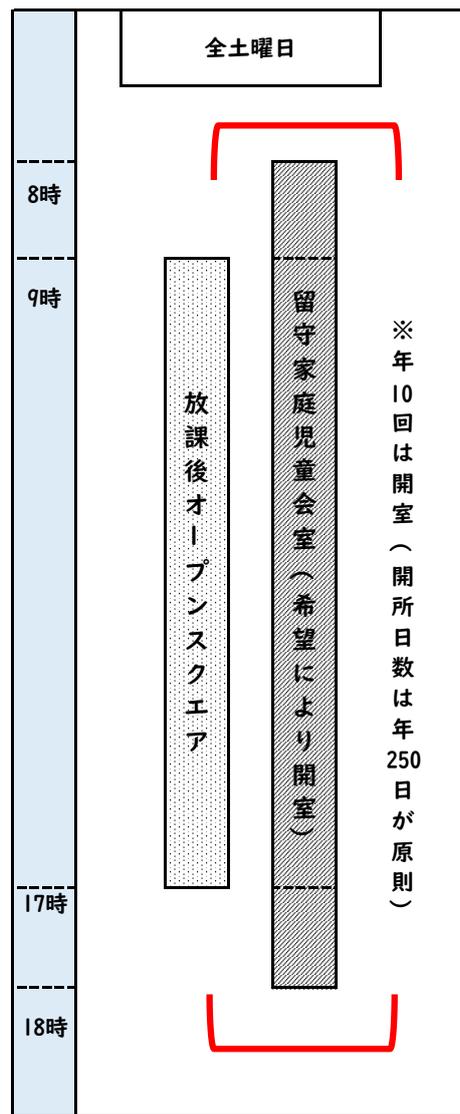
参考資料

【土曜日開室イメージ図】

【現行】



【今後】



留守家庭児童会室利用児童の希望があれば
8時から18時までの開室とする。